

を行っております。

以上、歳入合計一千七百三十三万二千円でございます。

次に歳出でございますが、六ページをお開きいただきますと思います。

総務費の一般管理費でございますが、十六万五千円を計上いたしました。これは区画整理にかかる事務経費でございます。

次に諸支出金の換地清算交付金でございますが、一千二百七十六万円を計上いたしました。これは東口地区の区画整理事業の換地清算交付金一千三百七十一万円、これは十九名分と加美地区区画整理事業の一般会計の繰出金二百三十八万九千円でございます。

次に七ページの予備費でございますが、四百四十七千円を計上いたしました。以上、歳出合計一千七百三十三万二千円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十一議案第二十二号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第二十二号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算について御説明申し上げ

ります。

下水道事業はすでに全域の下水道認可を受け、昭和五十八年度末管渠整備面積が六百三十ヘクタールが完了する予定でございす。その整備率で申し上げますと九六%となります。一方、水洗化の普及状況でございす。五十八年度において約一万二千五百世帯で、普及率は約七〇%になる予定でございす。この実績は、議会並びに市民の皆様御協力によるものと深く感謝申し上げます。次第でございす。

このように汚水管の整備が終局を迎える中で、今後は市内全世帯の水洗化の普及と雨水対策について努力をしまいたいと思っております。なお一層の御協力をお願いするものでございす。

では、予算の内容について御説明申し上げます。

まず一ページを開きたいと思ひます。総則でございす。第一条で歳入歳出予算の内容でございす。第一表歳入歳出予算の内容でございす。第二表では、地方債について第二表地方債によることを定めようとするものでございす。第三条では、一時借入金金の最高額を五億円

と定めようとするものでございす。

次に歳入歳出予算の内容でございす。第一表歳入歳出予算の内容でございす。五ページからの予算明細書により御説明申し上げます。

下水道事業受益者負担金でございす。二千三百九十八万一千円を計上いたしました。これは昭和五十五年からの分括分と滞納繰越分による負担金でございす。

次に下水道使用料でございす。二億八千五百七十九万三千円を計上いたしました。これは水洗化普及率を昭和五十九年度末で約八〇%で見込んだものでございす。

次に下水道費国庫負担金でございす。一千五百七十九万六千円を計上いたしました。これは流域下水道横田基地分の防衛施設庁からの負担金でございす。これは通称基地見舞い金と申しているものでございす。

次に六ページを開きたいと思ひます。下水道費国庫補助金でございす。四千二百万円を計上いたしました。これは昭和五十五年分から継続して実施しております中央五号幹線の上流で玉川台地区の工事補

助金でございます。

次に下水道費郡補助金でございますが、二百五十万円を計上いたしました。これは補助対象事業を一億円と定の補助率二五%を見込んだものでございます。

次に物品売り払いでございますが、五千円を計上いたしました。次に七ページをお開きいただきたいと思います。一般会計繰入金ですが、九億五千四百万円を計上いたしました。

次に繰越金でございますが、五千五百万円を計上いたしました。これは前年度繰越金でございます。

次に延滞金でございますが、十万円を計上いたしました。

次に八ページをお開きいただきたいと思います。預金利息でございますが、百十六万四千円を計上いたしました。これは歳計現金預金利息と預託金利息分を計上したものでございます。次に水洗便所改造資金貸付元金収入でございますが、一千七百万円を計上いたしました。次に雑入でございますが、百八十四万四千円を計上いたしました。これは日の出町谷

戸沢広域処分場の流域下水道の負担金をこゝへ計上したものでござい

す。次に九ページをお開きいただきたいと思います。下水道債でございますが、四億三千四百四十万円を計上いたしました。これは公共下水道債三億九千五百七十九万円及び流域下水道債三千八百七十九万円でござい

ます。以上、歳入合計は十八億三千三百四十五万七千円でござい

ます。次に歳出でございますが、十ページをお開きいただきたいと思います。総務費の一般管理費でございますが、一億六千五百十一万六千円を計上

いたしました。主なものは職員人件費十九名分の給料、手当等でござい

ます。委託料ですが、二千九百七十六万七千円を計上いたしました。この主なものは

使用料徴収事務委託料、受益者負担金賦課計算事務委託料等でござい

ます。次に負担金、補助及び交付金でございますが、二千百二十

八万円を計上いたしました。この主なものは水洗便所改造補助金及び職

員退職手当組合負担金等でござい

ます。次に貸付金でございますが、一千七百万円を計上いたしました。これは水洗

便所改造資金融資預託金でございます。次に補償、補てん及び賠償金で百四十八万七千円を計上いたしました。この主なものは水洗便所改造資金融資利子補給金でございます。

次に十三ページをお開きいただきますと思います。維持管理費でござい
ますが、二億二千百八十八万八千円を計上いたしました。主なものは委託料
で一千二百十二万六千円、これは管渠清掃、管渠調査等の委託料で
ございます。工事請負費で三百五十五万円を計上いたしました。これは道
路の人孔並びに舗装のたろみ等の復旧工事費でございます。負担金、
補助及び交付金で二億五百二十七万九千円を計上いたしました。これは流
域下水道維持管理費負担金等で、この汚水量は約五百四十万トンを見
込んでおります。

次に十四ページをお開きいただきますと思います。管渠費でござい
ますが、六億四千六百六万七千円を計上いたしました。主なものは委託料で二千五百
五十六万円、これは工事の設計委託料、部道掘削復旧監督事務委
託料及び地下埋設物調査委託料等でございます。工事請負費では

五億二千六十五万円を計上いたしました。これは汚水管及び雨水管の管
径二百ミリから一千ミリまでの約四メートルを施行する計画の汚水升
設置工事費等でございます。次に負担金、補助及び交付金で五千
四百五十二万九千円を計上いたしました。これは西住宅地区周辺排水路新
設工事負担金でございます。補償、補てん及び賠償金で三千九百四十
三万円を計上いたしました。これは工事に伴う地下埋設物等移設補償
料等でございます。次に流域下水道費でございしますが、五千八百四十
万七千円を計上いたしました。これは流域下水道建設事業負担金で
ございます。

次に十五ページでございしますが、公債費、元金ですが、一億百五十七万
円を計上いたしました。これは公共下水道債並びに流域下水道債の借入金
の元金償還金でございします。利子でございしますが、六億三千四百二十八
万七千円を計上いたしました。これは公共下水道債、流域下水道債の利子
及び一時借入金の利子でございします。

次に予備費でございしますが、一千百十四万五千円を計上いたしました。

以上、歳出合計は十八億三千三百四十五万七千円でござい
ます。次に三ページを開きいただきます。第二表、地方債でござい
ますが、公共下水道債として、限度額三億九千五百七十九万、利率九
%以内。流域下水道債として三千八百七十九万、利率九%以内と定め
ようとするものでございします。

以上でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定く
ださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号は、建設委員会に付託
いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、
建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十二、議案第二十三号、昭和五十九年度福

生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二十三号、昭

和五十九年度福生市受託水道事業会計予算について御説明申し上げ
ます。

本年度の予算につきましては、内容につきましては昨年度とほとんど変わ
りません。この点はごさいます。

では内容について御説明申し上げます。

まず一ページを開きいただきます。総則でございしますが、第一条
で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ五億四千二百四十八万円で

定のようとするものでございます。

次に二ページの第一表歳入歳出予算でございますが、四ページからの明細書により内容説明をさせていただきます。

受託水道事業収入の管理収入で四億九百八十五万円、建設工事収入で一億三千二百六十三万円を計上いたしました。

以上、歳入合計は五億四千二百四十八万円でございます。

次に歳出でございますが、五ページをお開きいただきたいと思っております。受託

水道事業費の浄水費でございますが、七千四百九十九万円を計上いたしました。この主なものでございますが、人件費で二八分を計上いたしました。需用費といまして三千三百八十九万円を計上いたしました。この主なものは動力費三千二百五十万円と消耗品等でございます。委託料でございますが、百六十万四千円を

計上いたしました。主なものは浄水場各水源樹木前力定等委託料百二十万円等でございます。工事請負費でございますが、二千六百万円を計上いたしました。主なものは市道幹線一四号線導水管移設工事、水源舗装工事、水源施設等修繕工事、水源ポンプ補修及び井戸しゃんせ

つ工事等でございます。

次に六ページでございますが、配水費でございますが一億八千五百万円を計上いたしました。主なものを申し上げますと人件費として十八分を計上いたしました。需用費として二千百三十三万円を計上いたしました。この主なものは動力費一千九百五十万円と消耗品等でございます。次に委託料でございますが、一千二百八十一万七千円を計上いたしました。この主なものは毎年実施しております漏水調査委託料七百八十九万円、配水管移設工事設計委託料等でございます。次に工事請負費でございますが、八千八百五十万円を計上いたしました。主な工事は配水管の道路関連移設工事、他企業関連移設工事、それから配水管漏水修繕工事、第三浄水場屋上防水工事等でございます。

次に八ページの給水費でございますが、五千六百七十九万円を計上いたしました。主なものを申し上げますと人件費におきまして四八分を計上してございます。次に委託料でございますが、一千二百五十三万円を計上いたしました。主なものは量水器の取りかえ修理委託料等でございます。次に工事請負費で

でございますが、一千四百九十万円を計上いたしました。これは給水管修繕工事等でございます。

次に九ページをお開きください。受託事業費でございますが、四十五万円を計上いたしました。この主なものは委託料で、郡道掘削復旧監督事務委託料等でございます。

次に業務費でございますが、九千二百八十万円を計上いたしました。主なものを申し上げますと、人件費におきまして十二人分を計上いたしました。恩給及び退職年金に六百六十六万五千円を計上いたしました。これは水道会計に入っております二十九人分のもをここに計上したものでございます。需用費におきまして四百七十五万円を計上いたしました。これは消耗品、光熱水費等でございます。次に役務費でございますが、六百九十二万円を計上いたしました。これは通信運搬費、口座振替手数料等でございます。次に委託料におきまして一千二百二十四万円を計上いたしました。主なものは集金委託料二人分、検針事務委託料四人分等の経費でございます。

次に十二ページをお開きください。水道改良費でございますが、四千二百

二十四万円を計上いたしました。主なものは工事請負費として三千三百十

八万円を計上いたしました。主なものは第三浄水場取水流量計取りか

え工事、消火栓新設工事十カ所、配水管増径布設がえ工事、水圧

調整弁設置工事二カ所分等でございます。備品購入費でございますが、

八百三十四万円を計上いたしました。これは量水器八百八十五個分でございます。

次に水道建設費でございますが、九千三十九万円を計上いたしました。

主なものは人件費として一名分を計上してございます。委託料で四百五十

万円を計上してございます。主なものは配水管新設工事設計委託料

及び郡道掘削復旧監督事務委託料等でございます。次に工事請

負費でございますが、七千九百九十九万円を計上いたしました。これは本年度

予定しております郡道二九号線ほか七路線の工事費でございます。

以上、歳出合計五億四千二百四十八万円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十三 議案第二十四号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第二十四号

市道路線の認定について御説明申し上げます。

この路線は福生第二小学校の北西に位置してありまして、市道幹五―二四号線と同じく市道一六四号線を結ぶ道路で、用地を熊川六八六番地、斎藤吉文氏、同じく熊川六〇一番地、斎藤道子氏が寄附されたものを築造した幅員四・五メートル、延長百五十二・六メートルの規模で、起点を熊川六〇四七番地先に、終点を同所五八〇一八番地先とした路線であります。

この地域は比較的、道路網が少なく、この道路によって南北方向へ通行が可能となり利便が図られることとなります。つきましては市道第三〇六号線として管理すべく、道路法第八条の規定に基づき認定しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本安木に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) この際、日程第二十四及び日程第二十五の二件を一括して上程いたします。

日程第二十四請願第五十八号食品添加物の指定品目拡大の反対を厚生省に求める意見書採択に関する請願書

日程第二十五陳情第五十八号厚生省の食品行政に関する陳情書

の二件を一括して議題といたします。

本二件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、請願第五十八号、

陳情第五十八号の二件について委員会における審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(請願、陳情審査報告書) 別添参照

本件について委員に質疑、意見等を求めましたところ、食品添加物で発がん性等があるという点で日本ではいまだ禁止されてきたものが輸入政策のもとに解除されると国民の健康と生命が脅かされる。指定品目を現時点で拡大する必要はない。また、生活していくためには食品を食べなければならぬ。添加物の使用の拡大は非常に不安である等の意見と、他市においても現在十九の市で採択されている等の説明を聞き、本件は日常生活にかかわる問題であるので早急に意見書を提出していただきたいとの意見もありまして、お諮りいたしました。

とう全員一致で採択すべきものと決定した次第であります。
よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定くださるようお願い
申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより請願第五十八四号、陳情第五十八十九号について採決いたし
ます。

本二件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本二件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって請願第五十八四号、
陳情第五十八十九号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十六、陳情第五十九一号 国立病院・療養
所存置に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終わります。

陳情第五十九一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり
厚生委員会に付託いたします。

○議長(田村市郎君) 日程第二十七、議案第二十五号 食品添加物の指定
品目拡大反対に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(十四番 仲村清信君登壇)

○十四番(仲村清信君) 御指名がござりましたので議案第二十五号について
地方自治法第九十九条第二項の規定によって意見書に関係行政庁に